

東京電力株式会社の電気料金値上げ方針に反対する意見書

東京電力株式会社は、企業向け（自由化部門）電気料金を本年４月から平均で約１７％値上げを決定し、既に自由化部門の契約事業者に対して１月１７日付書面で電気料金の値上げを一方的に通知している。値上げの要因は、「原子力発電所の停止などに伴う燃料費等の大幅な増加により、深刻な経営状況にあります。そして、これを解消することはきわめて困難な見通しとなっております。このため、現在の状態が継続すれば遠からず燃料調達に支障をきたし、電気の安定供給に重大な影響を及ぼしかねず」と、自己理由が述べられている。

円高・デフレの情勢下、企業・団体は必死で経営努力をしているにもかかわらず、東京電力はみずから徹底した経営合理化を行いもせず、料金値上げは権利であるとして利用者に責任を負わせる姿勢は断じて許すことはできない。

４月から実施されれば、契約事業者は収益悪化を抑えるため、ますます企業の空洞化や世の中に出回る製品・商品を初め、あらゆる商取引の価格に転嫁することを余儀なくされ、強いては消費が鈍化し、国民生活と社会経済に与える影響は大である。

さらに、個人向け電気料金についても、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」の議論を踏まえ、できるだけ早い時期に電気料金の値上げを国に申請する方向で動いているが、個人向け電気料金までも値上げとなると、さらに消費が停滞し国民生活と経済情勢は悪化の一途をたどることが予想される。

よって羽村市議会は政府に対し、下記の事項を強く求めるものである。

記

- 1 東京電力株式会社の企業向け電気料金値上げ方針に反対すること
- 2 個人向け電気料金の値上げに対しては、認可しないこと

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成２４年３月２７日

東京都羽村市議会議長 瀧 島 愛 夫